様式第７

表

12センチメートル

第　　号

小売商業調整特別措置法第19条第３項の規定による身分証明書

職名及び氏名

写

真

押出スタンプ

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

都道府県知事　　印

8センチメートル

裏

小売商業調整特別措置法抜すい

第19条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、購買会事業を行う者、小売市場開設者若しくは第３条第１項の許可に係る建物内の小売商に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

３　第１項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

４　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第23条　次の各号の一に該当する者は、１万円以下の罰金に処する。

（３）　第19条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者